

○財務省告示百十七号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成二十三年三月二十二日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十三年四月五日

財務大臣 野田 佳彦

一 名称及び記号 利付国庫債券（五年）（第九十五

回）

二 発行の根拠の法律及びその条項 財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項及び平成二十二年

度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律（平成二十二年法律第七号）第二条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項及び第四十七条

三 振替法の適用等 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法 価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であって、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、価格競争入札において募入の決定を受けた各申込みの応募価格を募入額に

五

募 入 方 法

入札競争の

イ

入札競争

ロ

非競争入札

ハ

特別参加場

より加重平均して得られる価格をその発行価格とするものによる発行（以下「非競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であつて、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札の募入の決定をした後に行われる入札であつて、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行」という。）

各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。各申込みの応募額を案分により割り当てる。各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。

価格第Ⅱ競争

別参加者

債市及び国

行入札競争

・別参加者

価格第Ⅱ競争

ロ		十一		九		八		二		八		ロ		七													
札	非	入	価	発	振	額	最	行	争	非	者	特	国	行	争	非	者	特	国	札	非	入	価	払	行	争	非
発	競	札	格	行	替	単	低	入	入	札	・	別	債	入	札	札	・	別	債	発	競	札	格	込	入	札	札
行	争	発	競	行	単	位	額	札	札	競	第	参	市	札	競	競	第	参	市	行	争	入	競	金	札	札	競
、	入	行	争	格	日		金	登	登	II	加	場		登	登	I	加	場		入	入	行	額	登	登	登	登
額	格	十	額	平	す	の	振	五					二						千	九	三	八	二				十
面	八	面	成	る	の	記	替	万					百						九	百	十	万	兆				三
金	錢	金	二	°	整	載	法	円					十						百	円	九	円	二				億
額	以	額	十		数	又	の						三						十	億	六	千	四				億
百	上	円	三		倍	は	規						億						千	九	百	三	十				億
円	の	に	年		の	記	定						二						億	千	九	百	四				億
に	そ	つ	三		金	録	に						百						千	百	三	十	四				億
つ	れ	き	月		額	は	よ						十						九	百	三	十	四				億
き	ぞ	九	二		に	、	る						三						百	十	九	万	千				億
百	れ	十	十		よ	最	振						万						十	三	万	六	千				億
円	の	九	二		る	低	替						千						九	百	三	十	四				億
一	応	円	日		も	額	口						九						十	三	万	六	千				億
錢	募	九			の	面	座						万						三	万	六	千					億
	価	九			と	金	簿						円						十	三	万	六	千				億

の 経 利 入 価 ・ 別 債 行 争 非 者 特 国
払 過 札 格 第 参 市 及 入 価 ・ 別 債
込 利 発 競 II 加 場 び 札 格 第 参 市
み 子 率 行 争 非 者 特 国 発 競 I 加 場

(二)

は 出 に 住 時 額 金 に の 口 る に
外 し は 者 に 一 額 よ に 座 も 係 発
国 た 、 又 お た に り つ に の る 行
法 金 前 は い だ 百 算 い 記 と 所 時
人 額 記 外 て し 分 出 て 載 し 得 に
が に (一) 国 取 、 の し は 又 て 税 お
適 当 の 法 得 当 二 た 、 は 振 が い
用 該 算 人 す 該 十 金 前 記 替 源 て
を 非 式 で る 国 を 額 記 録 口 泉 、
受 居 に あ 者 債 乗 か (一) さ 徴 そ
け 住 よ る が を じ ら の れ 簿 収 の
る 者 り 場 非 発 た 当 算 る 中 さ 利
所 又 算 合 居 行 金 該 式 も の れ 子

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.6 \times \frac{2}{365}}{100}$$

(一) 年

む 十 式 は ○
も 号 に 、 募 ・
の に よ 払 入 六
と 規 り 込 決 パ
す 定 算 金 定 一
る す 出 額 の セ
。 る し に 通 ン
期 た 加 知 ト
日 金 え を
に 額 、 受
払 を 次 け
い 第 の た
込 二 算 者

十四 初期利子

得税の税率を乗じた金額を
控除することができ。平
成二十三年九月二十日支
払
期とし、次の算式により算
出
た金額を支払う。ただし、支
払
期が銀行休業日に当たるとき
は、その翌営業日に支払う（以
下、次号及び第十六号におい
て
規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.6}{100} \times \frac{1}{2}$$

十五 第二期利子

毎年三月二十日及び九月二十
日
を、支払期とし、各支払期におい
て、その日以前六月間に属する

十六 償還金額

平成二十八年三月二十日

十七 償還金額

額面金額百円につき百円

十八 元利支

日本銀行

十九 入札参加

財務大臣から通知を受けた者

二十 払込期日

平成二十三年三月二十二日